

平成 22 年第 4 回多賀城市議会定例会会議録（第 2 号）

平成 22 年 12 月 10 日（金曜日）

◎出席議員（21 名）

議長 石橋 源一

1 番 柳原 清 議員

2 番 佐藤 恵子 議員

3 番 深谷 晃祐 議員

4 番 伏谷 修一 議員

5 番 米澤 まき子 議員

6 番 金野 次男 議員

7 番 森 長一郎 議員

8 番 雨森 修一 議員

9 番 板橋 恵一 議員

10 番 藤原 益栄 議員

11 番 戸津川 晴美 議員

12 番 中村 善吉 議員

13 番 吉田 瑞生 議員

14 番 相澤 耀司 議員

15 番 松村 敬子 議員

16 番 根本 朝栄 議員

17 番 尾口 好昭 議員

18 番 昌浦 泰己 議員

19 番 阿部 五一 議員

20 番 小嶋 廣司 議員

◎欠席議員（1 名）

21 番 竹谷 英昭 議員

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 澁谷 大司

市民経済部長 永澤 雄一

保健福祉部長 内海 啓二

建設部長(兼)下水道部長 佐藤 昇市

総務部理事(兼)総務部次長(兼)総務課長 佐藤 敏夫

市民経済部次長(兼)生活環境課長 伊藤 一雄

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 伊藤 博

建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長 鈴木 裕

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 木村 修

保健福祉部副理事(兼)国保年金課長 大森 晃

会計管理者(兼)会計課長 本郷 義博

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

水道事業管理者 板橋 正晃

上水道部次長(兼)工務課長 櫻井 友巳

市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 伊藤 敏明

参事(兼)局長補佐 吉田 真美

主幹 櫻井 道子

---

午後 3 時 40 分 開議

○議長(石橋源一)

それでは、特別委員会、皆さん御苦労さまでございました。

本会議 2 日目、直ちに始めたいと思います。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 2 号のとおりであります。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（石橋源一）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において戸津川晴美議員及び中村善吉議員を指名いたします。

---

○議長（石橋源一）

この際、御報告申し上げます。

本日、21 番竹谷英昭議員から本日の本会議に出席できない旨、会議規則第 2 条の規定により、届け出がありました。

これをもって報告を終わります。

---

日程第 2 議案第 68 号 多賀城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

○議長（石橋源一）

日程第 2、議案第 68 号 多賀城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、国民健康保険税条例の一部改正に関する特別委員長の報告を求めます。17 番尾口好昭議員。

（国民健康保険税条例の一部改正に関する特別委員長 尾口好昭議員登壇）

○国民健康保険税条例の一部改正に関する特別委員長（尾口好昭）

国民健康保険税条例の一部改正に関する特別委員会審査報告をいたします。

議案第 68 号 多賀城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。本委員会に付託された上記議案は、昨日委員会を開き審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、多賀城市議会会議規則第 65 条の規定により、報告いたします。

以上で報告といたします。

○議長（石橋源一）

以上で委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に……（「討論」の声あり）はい。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対の討論の発言を許します。柳原議員。

○1 番（柳原 清議員）

議案第 68 号 多賀城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論をいたします。

この条例は、国民健康保険財政調整基金が平成 22 年度で枯渇すること、また平成 22 年度から平成 24 年度までの 3 年間で 7 億 6,791 万円の不足財源が生じることから、平成 24 年度までの不足財源の 2 分の 1 は国保税で、残りの 2 分の 1 は一般会計から繰り入れを行うというものです。

国が一般会計からの独自の繰り入れはするなという中、3 割もの値上げは市民にとって大変な負担であると述べて一般会計からの繰り入れを行ったこの決断は、国保財政に苦しむ近隣自治体、また全国の自治体へ大きな影響を与える英断であったと思います。この点は評価いたします。しかし、以下の理由により反対を表明いたします。

第 1 に、現在でも収入の 1 割を超える大変な国保税負担の中、15%もの大幅な引き上げが行われるということです。現在の国保税の滞納者は 1,976 名、普通徴収世帯の実に 18%が払えないという状態にあるということが質疑の中で明らかになりました。この払えない方々の収入は一体幾らなのかという収入階層の基本的なデータすら当局は把握していないということもまた明らかとなりました。払いたくても払えない、本当に困っている方の把握ができているのか。今回の値上げで、そういう方がどれだけの影響を受け、滞納がどれだけふえるのか、そういう方に短期証や資格証を発行していいのかという点も議論になりました。そういった重要な点が解明されていないのに、引き上げに賛成することはできません。

第 2 に、市長は市民協働を言いながら、市民への説明が足りないという点であります。市民からは、市民に知らせないまま値上げは許せないという声が多数出ております。同僚議員からは、議会に説明したのだから市民に説明したことになるという話もありましたが、これは市民から見れば全く理解できない話でありまして、住民自治に反する態度であると言わざるを得ません。

第 3 に、議会の対応の問題としても、前年度の確定申告が済んで所得が把握された 6 月議会に提案するのが恒例であるのに、12 月議会で即決することの是非の問題であります。私どもは、せめて 2 月議会まで審議して住民とともに歩むべきだという主張をいたしました。2 月議会での採決でも、予算編成も 4 月からの賦課も可能であるということも明らかとなりました。大幅な引き上げ条例をわずか 1 日の委員会審議で即決というのは、市民の理解を得られるものではないと思います。

最後に、今回の質疑を通じて、国保財政の危機を招いた原因についての意見の一致が見られたことは貴重であります。当局資料によれば、昭和 54 年度には国保会計に占める国庫支出金の割合が 54%であったものが平成 21 年度には 28%に低下していることが明らかとなり、国庫負担の増額なしに根本解決にならないことが共通認識となりました。自治体の本来の役割は、住民の命と安全を守ることにあります。市当局としても、また市議会としても、国庫負担増を国に求めることの意義が確認されたことは重要であり、私どもとしても、その実現に大いに奮闘する決意を表明して、反対の討論といたします。

○議長（石橋源一）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。20 番小嶋杏司議員。

○20 番（小嶋幸司議員）

議案第 68 号 多賀城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対し、賛成の討論を行います。

すべての国民が公的な医療保険制度に加入して、いつでも必要な医療を受けることのできる国民皆保険制度のもと、本市の国民健康保険は市民の健康保持増進と医療の確保のため重要な役割を担ってきました。しかし、昭和 34 年に発足した国民健康保険制度も 50 年の歳月を重ね、社会構造の変化に対応するために制度の改正を行い、順次対応してこられました。昨今の社会情勢の変化は目まぐるしく、基金の減少は著しく、間もなく枯渇するのではないかと心配される状態を迎え、制度疲労の感はぬぐえません。

さて、改めて加入者の状況を見ますと、無職、第 1 次産業従事者、自営業で 60%を占めております。また、60 歳以上の方が 44%を占めており、非常に構成年齢が高いこと。一方、加入者世帯の所得を見ますと、100 万円未満が 60%、200 万円未満にいたしましても全世界帯の 81%という高い構成率になっており、国民健康保険制度としての構造的な問題を抱えていると思いますし、本制度の持つ宿命ではないかとさえ思われます。

本市では平成 15 年度に国民健康保険税の税率改正を行っておりますが、その後、今日に至るまで、その税率は維持しつつ、年 8.1%の割で増加する保険給付費、医療制度改正による国庫支出金の減少、景気低迷による収納率の低下など、現下の情勢を冷静に分析し、7 年間の長い間、同一税率を保ってこられた職員の皆様の努力に対し高く評価するものであります。

以上の経過を踏まえ、提出された改正条例案は、現在見込まれる財源不足分は特別会計の本市からすれば当然加入者の方々の税負担で賄われるべきところを、30%の上げ幅は余りに高過ぎるからとあえて一般会計から繰り入れを行い、国民健康保険制度の維持を行っていくために負担率を半分の 15%に抑えられたことは、これまでの経過を考えてみたとき、暫定的かつ緊急的措置としてやむを得ないこととは思いますが、その英断をたたえて、これからも血の通った運営を期待いたします。一般会計からの繰り入れが行われるとはいえ、この先行き不透明な経済情勢の中、今回の税率改正に伴い加入者の方々の負担がかなり厳しいものになることに間違いありません。

なお、これからも当局におかれましては市民の皆様に対して十分な説明を行っていくのももちろんのこと、今後とも国民健康保険税の収納率の向上に努力されるとともに、健康保険事業など医療費適正化のための保険事業の推進にもさらに力を入れ、国民健康保険制度の維持に努められるよう期待いたしまして、賛成の討論といたします。

○議長（石橋源一）

ほかに討論はありませんか。16 番根本朝栄議員。

○16 番（根本朝栄議員）

議案第 68 号 多賀城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、次の 3 点の理由に基づいて、簡潔に賛成討論を行います。

まず第 1 点目は、説明責任という問題であります。9 月議会の平成 22 年度補正予算質疑において、私は基金が 4,938 万円の残高となっていることを通しながら、財政が大変厳しい状況から平成 23 年度の予算が組めるのかと質問いたしました。担当課長、部長からは、医療費の伸びや後期高齢者医療の影響などを話され、厳しい財政状況について種々説明がありました。議員の皆様も認識したところであります。また、その後、2 度にわたり説明会が

開催され、十分な説明と議論が交わされました。昨日は特別委員会が設置され、議論を尽くしております。このような経過を踏まえると、当局においては、市民の代表である議会に対し十分な説明責任を果たしているということでもあります。

議会制民主主義の原理から言えば、議会における議決事項については市民から議員に一任されていると理解すべきであり、むしろ私も議員にこそ市民に対する説明責任があるのです。したがって、この原理からすれば、必ずしも市民への説明が優先されることにはならないと認識するものであります。

第2点目は、制度の維持という問題であります。行政経営との観点から国保財政を見ますと、本年度に基金を2億8,000万円全額取り崩しても1億円以上の赤字が見込まれること、23年度においては2億9,000万円、24年度では3億7,000万円以上の赤字が発生すると見込まれており、このような国保財政はもう既に破綻状況にあると認識せざるを得ません。このような事態に陥っているときは、速やかに破綻を回避し、制度の維持を図るよう努力するのが市民に対する市の責任であります。

また、30%の大幅な負担増となることから、これまで行ったことのない一般財源を半分投入して国保加入者の負担増に配慮している菊地市長の判断については、高く評価できるものであります。したがって、このたびの条例改正は、制度維持のため、ぎりぎりの努力をして、行政経営の責任を果たしているということでもあります。

第3点目は、納税者の立場に立った制度運営ということでもあります。仮に制度改正を来年6月以降にしますと、8月から税率改正に伴う精算賦課となり、急激な負担増となります。本議会で決定すれば、来年4月、5月、6月の暫定賦課から税率改正となり、平均的な負担増とすることができ、急激な負担を避けることができますのであります。いずれにしても、制度維持のため税率改正は避けられない状況を考えると、このたびの改正は納税者の立場に立った制度運営になるということでもあります。

以上3点の理由から総合的に判断して、今回の条例改正は適切な措置であると理解するものであります。

最後に、国保加入者の市民の皆様には、景気が厳しい状況の中、御負担をお願いすることは大変心苦しいところではございますが、財政状況と国民健康保険制度の維持のため、特段の御理解をいただきますようお願い申し上げます。

また、当局におかれましては、健全財政の維持と疾病予防にさらなる御努力をお願い申し上げます。また、景気低迷が続いていることにかんがみ、納税に大変御苦労されている方々の立場を御理解いただき、真摯に対応していただくことをお願い申し上げ、委員長報告に賛成の討論といたします。

○議長（石橋源一）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第68号 多賀城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（石橋源一）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第3 議案第71号 平成22年度多賀城市一般会計補正予算(第6号)(委員長報告)

日程第4 議案第72号 平成22年度多賀城市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)  
(委員長報告)

日程第5 議案第73号 平成22年度多賀城市介護保険特別会計補正予算(第2号)(委員長報告)

日程第6 議案第74号 平成22年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算(第3号)(委員長報告)

日程第7 議案第75号 平成22年度多賀城市水道事業会計補正予算(第3号)(委員長報告)

○議長(石橋源一)

この際、日程第3、議案第71号 平成22年度多賀城市一般会計補正予算(第6号)から日程第7、議案第75号 平成22年度多賀城市水道事業会計補正予算(第3号)までを一括議題といたします。

本件については、補正予算特別委員長の報告を求めます。17番尾口好昭議員。

(補正予算特別委員長 尾口好昭議員登壇)

○補正予算特別委員長(尾口好昭)

補正予算特別委員会審査報告をいたします。

議案第71号 平成22年度多賀城市一般会計補正予算(第6号)

議案第72号 平成22年度多賀城市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議案第73号 平成22年度多賀城市介護保険特別会計補正予算(第2号)

議案第74号 平成22年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算(第3号)

議案第75号 平成22年度多賀城市水道事業会計補正予算(第3号)

本委員会に付託された上記議案は、本日委員会を開き、各議案ごとに審査した結果、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、多賀城市議会会議規則第65条の規定により、報告いたします。

○議長(石橋源一)

以上で委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石橋源一)

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 71 号から議案第 75 号までを一括採決いたします。

本案 5 件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案 5 件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（石橋源一）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

あす 12 月 11 日から 12 月 13 日までは休会といたします。

来る 12 月 14 日は、午前 10 時から本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 4 時 01 分 散会

---

以上、地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 22 年 12 月 10 日

議長 石橋 源一

署名議員 戸津川 晴美

同 中村 善吉